

### 【3級】

#### ■ 総人口（P 8）

2006年でピーク

#### ■ 高齢化率（P 8）

2000年：17.4%

2030年：約 29.6%

2050年：約 35.7%

2020年には、後期高齢者が前期高齢者よりも多くなる

#### ■ 家庭内事故の現状（P 8）

家庭内で亡くなる人：11,109人

うち 高齢者：8,368人

高齢者の家庭内事故では溺死が最も多い：2,752人

#### ■ 障害者プランについて（P 13 追加）

1993年 障害者基本法成立

1995年 障害者プラン ～ノーマライゼーション7カ年戦略～ 策定

2005年 新障害者基本計画 および 新「障害者プラン」策定

##### 4つの視点

- ・ものづくりを推進する社会のバリアフリー化
- ・利用者本位の支援
- ・障害の特性を踏まえた施策の展開
- ・総合的かつ効果的な施策の推進

#### ■ 疾患名の表記変更

「慢性関節リウマチ」 → 「関節リウマチ」（P 20・21・104）

#### ■ 介護予防・生活支援事業の名称変更・内容追加（P 36）

「介護予防・生活支援事業」 → 「介護予防・地域支え合い事業」

内容：家族介護支援事業・在宅介護支援事業・成年後見制度利用支援事業・高齢者住宅等安心確保等の追加

#### ■ 年金バリアフリー住宅資金融資（P 38）

平成17年度までに廃止予定

■高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者居住法）（P 3 8に追加）

2001 年 4 月スタート

民間活力の活用・既存ストックの有効利用 →高齢者向け住宅の効率的な供給

高齢者の入居を拒まない住宅情報を提供

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者の身体機能に対応した設計・設備

事業者に対して建設費の補助、入居者に対して家賃の補助

■看護婦（士）・保健婦（士）の名称（P 4 4、4 5）

「看護婦（士）」 → 「看護師」、 「保健婦（士）」 → 「保健師」

■理由書の作成（P 4 7）

基本的には担当の介護支援専門員が行う。居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門相談員がいない要介護者等に対しては、介護保険の住宅改修について専門性があると認められる者が理由書の作成を行える（市町村により対応は異なる）

■工業化住宅（P 4 8 追加）

住宅メーカーが供給するプレハブ住宅着工数の全住宅に占める割合は約 1 4 %

■建ぺい率（P 5 2 追加）

住居系用途地域では 3 0 ~ 6 0 %程度。商業系・工業系用途地域では 8 0 %程度まで許容

■容積率（P 5 2 追加）

住居系用途地域では 1 0 0 %もしくはそれ以下。

敷地に面している道路幅が狭いと、容積率は低減されることがある

■段差は 5mm 以下（P 5 5, 5 8、6 8）

「設計寸法 3 mm 以下、仕上がり寸法で 5mm 以下」 → 「段差は 5mm 以下」

■介護保険の福祉用具 移動用リフト（P 7 7）

移動用リフトの項の枠囲み（2 つ目）

平成 15 年 4 月から、入浴用昇降装置（→その 4 1）や段差解消機（→その 4 2）、起立補助付きいすも対象となった